

山運輸第208号
山運整第193号
令和6年9月30日

貨物自動車運送事業者 殿

山形運輸支局長
(公印省略)

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等の
基準」の一部改正について

標記について、令和6年9月27日付けで東北運輸局長から別添のとおり通達があ
ったので、了知されたい。

東自貨第219号の2
東自監第162号の2
東自整第82号の2
東自保第51号の2
令和6年9月27日

山形運輸支局長 殿

東北運輸局長
(公印省略)

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等の基準」の一部改正について

標記について、令和6年9月19日付け国自安第67号、国自貨第341号、国自整第134号により物流・自動車局貨物流通事業課長、安全政策課長及び自動車整備課長から別添のとおり通達があったので、案により東北運輸局における「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等の基準」を一部改正したので了知されるとともに、貴支局の公示場所に掲示するほか、関係事業者に対し周知されたい。

国自貨第341号
国自安第67号
国自整第134号
令和6年9月19日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

物流・自動車局
貨物流通事業課長
安全政策課長
自動車整備課長

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」
の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について（平成21年9月29日付け国自安第75号、国自貨第79号、国自整第69号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

公 示

公示第61号

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等の基準」（平成25年9月27日付け公示第44号）を別紙のとおり一部改正したので公示する。

令和6年9月27日

東北運輸局長 川崎 博



公 示

制定	平成25年	9月27日	公示第	44号
改正	平成26年	3月18日	公示第	129号
改正	平成26年	12月26日	公示第	49号
改正	平成29年	1月25日	公示第	89号
改正	平成30年	5月29日	公示第	12号
改正	令和元年	11月1日	公示第	60号
改正	令和2年	11月27日	公示第	64号
改正	令和3年	5月31日	公示第	23号
改正	令和5年	9月29日	公示第	91号
改正	令和6年	9月27日	公示第	61号

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等の基準」
を下記のとおり定めたので公示する。

平成25年9月27日

東北運輸局長 長谷川 伸一

記

- (1) この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - ① 「初違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反をいう。
 - ② 「再違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載による運送の引受けに係る違反行為（以下「過積載違反」という。）の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を1度行っている場合の当該過積載違反をいう。
 - ③ 「累違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載違反の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を2度以上行っている場合の当該過積載違反をいう。

(2) 次に掲げる違反について、(1)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

- ① 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第8条第2項、第16条第3項若しくは第7項、第23条、第25条第4項若しくは第26条又は道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第84条第1項の規定による命令違反
- ② 法第27条第1項又は第2項の違反
- ③ 法第60条第4項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述

(3) 次のいずれかに該当する場合の(1)①から③までにおける営業所の行政処分等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。

- ① 営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- ② 営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- ③ 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- ④ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（以下「処分基準」という。）1（9）の「事業の全部若しくは一部の譲渡」をいう。）により、営業所に係る運送事業の全部又は一部の譲渡があった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所（以下この号において「従前営業所」という。）が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

2 処分基準1（2）の規定により行政処分等を行うべき違反行為は、別表に定める違反行為の事項ごととし、同一の事項における違反については、違反の多寡にかかわらず同一の違反とする。

3 行政処分等を行う場合の違反行為ごとの日車数及び勧告又は警告の区分（以下「日車数等」という。）は、別表に定める基準日車等を基礎として決定する。

4 別表中に累違反の基準日車等の定めがない事項に係る累違反の基準日車等は、再違反の基準日車等が警告である事項にあつては警告、それ以外の事項にあつては再違反の2倍の日車数として扱う。

5 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第17条第1項から第4項まで、第18条第1項又は第22条第2項若しくは第3項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。）に伴い引き起こした事故（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2

条に規定する事故をいう。以下同じ。)の内容が次のいずれかに該当する場合には、処分基準5(8)から(12)までに該当する場合を除き、3及び4の規定による日車数等を加重することができる。

- ① 違反行為若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅したと疑うに足りる相当の理由が認められる場合の当該違反行為
- ② 違反行為が救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為
- ③ 違反事実又は違反に伴い引き起こした事故等が社会的影響のあるものである場合

6 5により日車数等の加重を行う場合は、日車数についてはその2倍を上回らない日車数に、勧告については警告に、警告については10日車に加重するものとする。ただし、処分基準1(5)の貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会の議を経た後、本省自動車局安全政策課及び貨物課に稟伺した場合は、この限りではない。

7 次に掲げる場合には、3及び4の規定による日車数等を軽減することができる。

- ① 輸送の安全確保義務違反(初違反であり、基準日車等が10日車以下、勧告又は警告とされているものに限る。)について、乗務員に対する輸送の安全に関する訓示及び関係法令の遵守に関する指導の実施状況、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所への認定の有無その他の事実関係から総合的に判断して、違反行為を行った事業者が運行管理及び車両管理を概ね適切に行っていたと認められる場合
- ② ①に掲げる場合のほか、違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合

8 7により日車数の軽減を行う場合は、10日車については警告に、警告については勧告に軽減するものとする。

9 複数の過積載違反がある場合の処分日車数の算出においては、これらの違反行為は一の違反行為として扱い、当該違反行為の日車数は、これらの違反行為の日車数の合計とする。

10 貨物軽自動車運送事業者に係る違反行為の日車数等の決定については、1から9までの規定を準用する。

附 則

1 この基準は、平成25年11月1日から施行する。

2 処分基準附則2に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」(平成2

1年9月29日付、国自安第75号、国自貨第79号、国自整第69号)の例による。

附 則 (平成26年3月18日 公示第129号)

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月26日 公示第49号)

- 1 この基準は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この基準記3中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条の2の規定は、平成27年3月1日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。

附 則 (平成29年1月25日 公示第89号)

この基準は、平成29年1月25日から施行する。

附 則 (平成30年5月29日 公示第12号)

- 1 この基準は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則 (令和元年11月1日 公示第60号)

- 1 この基準は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 令和元年10月31日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則 (令和2年11月27日 公示第64号)

- 1 この基準は、令和2年11月27日から施行する。
- 2 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則 (令和3年5月31日 公示第23号)

- 1 この基準は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則 (令和5年9月29日 公示第91号)

- 1 この基準は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 令和5年9月30日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとし、令和5年4月1日以降に確認した違反行為にあっては、改正後の安全規則の規定に読み替えて行政処分等を行うものとする。

附 則（令和6年9月27日 公示第61号）

- 1 この基準は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 令和6年9月30日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」

別表

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
法第8条第1項	事業計画に定めるところに従う義務違反	法第9条第1項、第3項の基準日車等を適用		
第2項	事業計画に従うべき命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤アによる	
法第9条第1項 貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」という。)第2条第1項第2号	事業計画変更認可違反 営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反 ① 営業所を区域外に設置 ② その他	20日車 10日車	40日車 20日車	
第3号、第4号	各営業所に配置する事業用自動車の種別違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	10日車 10日車	20日車 20日車	
第5号	自動車車庫の位置及び収容能力違反 ① 営業所との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	20日車 20日車 10日車	40日車 40日車 20日車	
第6号	乗務員等の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反 ① 営業所・車庫との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	10日車 10日車 警告	20日車 20日車 10日車	
第7号	特別積合せ貨物運送を行うか否かの違反	10日車	20日車	
第8号	貨物自動車利用運送を行うか否かの違反	10日車	20日車	
第2項第1号	特別積合せ貨物運送に係る営業所及び荷扱所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反	20日車	40日車	
第2号	特別積合せ事業者の営業所、荷扱所の積卸施設違反 ① 取扱能力不足 ② その他	10日車 警告	20日車 10日車	
第4号	運行系統の違反	10日車	20日車	
第5号	運行系統ごとの運行日並びに最大及び最小の運行回数	10日車	20日車	
第3項第1号	貨物自動車利用運送に係る営業所の位置違反	10日車	20日車	
法第9条第3項前段 施行規則第6条第1項第1号、第2号	事業計画変更事前届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	警告	10日車	
第3号	各営業所に配置する運行車の数違反	警告	10日車	
法第9条第3項後段 施行規則第7条第1項第1号	事業計画変更の事後届出違反 主たる事務所の名称及び位置の変更違反	警告	10日車	
第2号、第3号	営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反	10日車	20日車	
第4号	業務の範囲、保管施設の概要、利用事業者の概要の変更違反	警告	10日車	
法第10条第1項	運送約款認可違反	20日車	40日車	
法第11条	運賃及び料金(個人を対象とするものに限る。)、運送約款等の無掲示	警告	10日車	
法第16条第1項	安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの	20日車 警告	40日車 10日車	
法第16条第2項 貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」という。)第2条の5	安全管理規程の必要事項設定違反(規程の内容不適切)	10日車	20日車	

適用条項	違反行爲事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
法第16条第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤イによる	
法第16条第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車	
法第16条第5項 安全規則第2条の7	安全統括管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	
法第16条第6項	安全統括管理者の意見に対する尊重義務違反	10日車	20日車	
法第16条第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤ウによる	
法第17条第1項第1号 安全規則第3条第1項、第2項	過労運転の防止措置義務違反 1 必要な員数の運転者の確保違反 2 必要な員数の特定自動運行保安員の確保違反	警告 警告	10日車 10日車	
第3項	1 休憩・睡眠施設の整備違反 2 休憩・睡眠施設の管理、保守違反	30日車 警告	60日車 10日車	
第4項	1 「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1365号。以下「勤務時間等基準告示」という。)違反 ① 設定不適切 ② 未設定 2 勤務時間等基準告示の遵守違反(注1) ① 各事項の未遵守計5件以下 ② 各事項の未遵守計6件以上(注2)	警告 10日車 警告 2日車×未遵守件数	10日車 20日車 10日車 4日車×未遵守件数	
	(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し基準日車等を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し、上記の基準日車等に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 ② 各事項の未遵守計2件以上 (注2) 局長通達5(1)①に該当するものを除く。	10日車 20日車	20日車 40日車	
第5項	3 勤務時間等基準告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)	10日車	20日車	
第6項	酒酔い・酒気帯び運行の業務 1 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(注1) ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 3 疾病・疲労等運行の業務 4 薬物等使用運行の業務	100日車 警告 20日車 40日車 40日車 80日車 100日車	200日車 10日車 40日車 80日車 160日車 200日車	
第7項	(注1) 疾病のおそれのある運行の業務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で運行の業務に従事させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに運行の業務に従事させていた場合、又は、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに運行の業務に従事させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。			
第8項	交替運転者の配置違反 ① 未配置5件以下 ② 未配置6件以上	10日車 20日車	20日車 40日車	
	100km超運行系統の運行の業務基準の設定違反 ① 設定事項不足 ② 一部運行系統未設定 ③ 全運行系統未設定	勧告 警告 10日車	警告 10日車 20日車	

適用条項	違反事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
安全規則第3条の2第1項 第2項	運行の業務基準遵守の指導及び監督違反 ① 一部不適切 ② 大部分不適切	警告 10日車	10日車 20日車	
	特定自動運行保安員の乗務等義務違反	警告	10日車	
法第17条第1項第2号 安全規則第3条の3 (道路運送車両法(以下「車両法」という。)第40~43条、第47条)	特定自動運行貨物運送のための体制の整備違反	10日車	20日車	
	事業用自動車の安全性の確保義務違反 点検整備違反 整備不良車両等			
	1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なもの及び4を除く。)	10日車×違反車両数	20日車×違反車両数	
	2 不正改造のもの(速度抑制装置又は速度制限(NR)装置の機能不良を故意に放置したものを含める。)	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数	
	3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数	
4 ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの(注)	20日車	40日車		
	(注) ・車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確実にされていることの証明があった場合を除く。 ・車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る。			
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ① 未実施回数6回未満 ② 未実施回数6回以上15回未満 ③ 未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数	
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任違反 整備管理者選任なし	局長通達5(1)④及び6(1)④による		
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車	
(車両法第52条)	整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出 ① 選任(変更)の未届出に係るもの ② 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車	
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数	
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車	
(車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ① 未実施1回 ② 未実施2回 ③ 未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	
	(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあつては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあつては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3に該当する場合を除く。			
(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 未記載3枚以下 ② 未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載	警告 3日車×違反車両数 警告 60日車	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車	

適用条項	違反事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
第3条の4	4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数	
第3条の5	点検等のための施設の不備	警告	10日車	
法第17条第3項	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車	
安全規則第4条	過積載運送の引受け、指示等 1 過積載による運送の引受け ① 過積載の程度が5割未満のもの ② 過積載の程度が5割以上10割未満のもの ③ 過積載の程度が10割以上のもの 2 過積載による運送を前提とした運行計画の作成 3 過積載による運送の指示	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 30日車×違反車両数 10日車 20日車	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 60日車×違反車両数 20日車 40日車	
法第17条第4項 安全規則第5条	過積載運送防止の指導及び監督の怠慢	10日車	20日車	
安全規則第5条の2	その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反 1 貨物の積載方法違反 2 コンテナの落下防止措置未実施	警告 20日車	10日車 40日車	
第6条	限度超過車両の通行、条件等違反の防止に係る指導及び監督の怠慢	10日車	20日車	
第7条第1項～第3項	自動車車庫の位置違反	10日車	20日車	
	点呼の実施違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施(注2) ① 未実施19件以下 ② 未実施20件以上(注3) 2 不適切(注4) ① 一部実施不適切 ② 全て実施不適切 3 飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反(注5)	警告 1日車×未実施件数 警告 10日車 10日車 100日車	10日車 2日車×未実施件数 10日車 20日車 200日車	
	(注1) 未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 以下の場合には未実施とする。なお、点呼の実施については、点呼の記録によって確認するものとする。ただし、運転者等に係る点呼について明らかに実施したことを事業者が書面等により証明した場合はこの限りではない。 ・省令に規定される点呼事項が全く実施されていない点呼 ・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 ・運行管理者、補助者の自己による点呼 ・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した点呼 ・運行の業務の開始前に点呼を行わず、業務の開始後に行った点呼 ・運行の業務の終了後に点呼を行わず、業務の終了前に行った点呼 (注3) 局長通達5(1)②に該当するものを除く。 (注4) 以下の場合には不適切とする。なお、点呼実施の確認方法は(注2)と同様とする。 ・省令に規定される点呼事項のうち一部が実施されていない点呼 ・実施不適切(未実施を含む)である点呼が、点呼が必要な回数100回に対して一部である場合は「一部実施不適切」、全部である場合は「全て実施不適切」とする。 ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼 (注5) 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る点呼について、明らかに実施されていることを点呼記録により事業者が証明した場合を除く。			
第4項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注)	60日車	120日車	
	(注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。			
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)	20日車	40日車	
	(注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。			

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
第5項	点呼の記録違反 1 記録 ① 一部記録なし ② 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 30日車 警告 60日車 警告 30日車	10日車 60日車 10日車 120日車 10日車 60日車	
第8条	業務の記録違反 1 記録(30業務に対して) ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 10日車 30日車 警告 60日車 警告 30日車	10日車 20日車 60日車 10日車 120日車 10日車 60日車	
第9条	運行記録計による記録違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30業務に対して) ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記録 3 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 10日車 30日車 60日車 警告 30日車	10日車 20日車 60日車 120日車 10日車 60日車	
第9条の2	事故の記録の違反 1 記録 ① 記録なし2件以下 ② 記録なし3件以上 2 記録事項の不備 3 記録の保存義務違反	警告 10日車 警告 警告	10日車 20日車 10日車 10日車	
第9条の3第1項～第3項	運行指示書 1 作成、指示又は携行の義務違反(運行指示書の作成等が必要な30運行に対して) ① 5件以下 ② 6件以上15件以下 ③ 16件以上 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車	
第4項	運行指示書及び写しの保存義務違反	20日車	40日車	
第9条の5第1項	運転者等台帳 1 作成 ① 5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ② 6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) ③ 全て作成なし 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車	
第2項、第3項	運転者等台帳の保存義務違反	警告	10日車	
第10条第1項	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う」 1 「3」「4」以外の違反 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合)	警告 10日車	10日車 20日車	

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考	
		初違反	再違反		
	2 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(注1)	100日車	200日車		
	3 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)があったものに限る。(注2)(注4)	初回 警告	2回目 10日車	3回目	4回目以上
	4 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を手離して直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)、その他の道路交通法の違反行為(3の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転の違反を除き、道路交通法通知等があったものに限る。)(注3)(注4)	初回 警告	2回目以上 10日車	20日車	40日車
<p>(注1) 酒酔い・酒気帯び運転が確認された場合。ただし、当該運転者に係る飲酒運転防止に関する指導について、明らかに実施されていることを指導記録により事業者が証明した場合を除く。</p> <p>(注2) ① 都道府県公安委員会から最高速度違反に係る道路交通法第22条の2第2項の規定に基づく協議又は同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去3年以内に、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行うものとする。 また、同法第22条の2第2項の規定に基づく協議及び同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(下命又は容認に係るものを除く。)のみがあつた場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。 ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。))について、道路交通法通知等(下命又は容認に係るものを除く。)の件数が3件に達した場合にあつては、再違反の基準を適用するものとする。</p> <p>② 最高速度違反行為を理由とした行政処分等を行った日から起算して3年以内に、道路交通法通知等により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、本処分量定により、先の行政処分等に当たり適用した回数(ア)の回数(イ)の基準日車数を適用して処分するものとする。 ただし、この場合、大型車両(最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上のものをいう。))にあつては、1つの最高速度違反行為を1.5件として計算するものとする。</p> <p>(ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において、10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。(イ)において同じ。))が配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)</p> <p>(イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車を除く。))が配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)</p> <p>③ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。</p> <p>(注3) ① 都道府県公安委員会から駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為(3の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転を除く。以下同じ。))に係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があつた場合、その違反の事実があつた日から過去1年以内において、次の②による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行うものとする。 また、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(3の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転に係るものを除く。)のみの場合にあつては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反行為」「その他」の区分ごととする。))に達した場合に文書による警告を行うものとする。</p> <p>② 駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所に係る同違反行為件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。))に達した場合には、本処分量定による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車を除く。))が存する場合にあつては、違反行為件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。</p> <p>③ 放置駐車違反について道路交通法の車両の使用制限処分があつた場合、この基準の適用に当たっては、当該車両使用制限処分を法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。</p> <p>④ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。</p> <p>(注4) 3及び4の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係るものは除く。))その他の別に定める違反行為」として、別途個別に処分するものとする。</p>					

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
第10条第2項	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全て記録なし又は記録の全て保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 指導監督等による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注) ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合) 2 運転適性診断の受診状況 ① 受診なし1名 ② 受診なし2名以上	警告 40日車 警告 60日車 警告 10日車 10日車 10日車	10日車 80日車 10日車 120日車 10日車 20日車 10日車 20日車	
第10条第3項	(注) ①の一部不適切は、指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合をいい、②の大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。 特定自動運行保安員に対する指導監督義務違反 特定自動運行保安員に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全て記録なし又は記録の全部保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告 警告 40日車 警告 60日車	10日車 10日車 80日車 10日車 120日車	
第10条第4項	非常信号用具等の取扱指導違反	勧告	警告	
第10条第5項	「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第5項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1092号。)による全従業員に対する指導及び監督違反	警告	10日車	
第11条	異常気象時等における措置違反	警告	10日車	
第12条	安全の確保のための服務規律制定義務違反	警告	10日車	
第21条第1項、第2項	運行管理規程の制定違反 ① 不適切 ② 未制定	警告 20日車	10日車 40日車	
第22条	運行管理者に対する指導及び監督違反(指導監督不適切)	10日車	20日車	
第23条第1項	1 死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反 2 運行管理者の講習受講義務違反	20日車 10日車	40日車 20日車	
法第18条第1項 安全規則第18条第1項	運行管理者の選任違反 1 管理者数の不足 2 運行管理者選任なし	20日車	40日車	局長通達5(1)⑤及び6(1)④による
第2項	統括運行管理者の選任違反	20日車	40日車	
第3項	補助者の要件違反	警告	10日車	
法第18条第3項 安全規則第19条	運行管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	
法第22条第2項	運行管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車	

別表

適用条項	違反行為 事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
第3項 法第22条の2 法第23条	運行管理者の助言に対する尊重義務違反 輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止違反 輸送の安全確保の命令違反(注)	警告 実運送を行った事業者に適用される 60日車	10日車 局長通達6(1)⑤エによる	
法第24条 法第24条の3 法第24条の4 施行規則第14条第1号 第2号	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出 輸送の安全にかかわる情報の公表違反 事業の適確な遂行に係る遵守義務違反 車庫の規模の確保義務違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ① 未加入者1名 ② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上 2 1の社会保険等の保険料未納(注2)	10日車 60日車 警告 10日車 警告 20日車 40日車 20日車	20日車 120日車 10日車 20日車 10日車 40日車 80日車 40日車	
	(注1) 局長通達6(1)⑩及び⑪に該当するものを除く。			
	(注1) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう (注2) 「社会保険等の保険料未納」とは、納付先機関へ保険料が全く支払われていないことをいう。			
第3号 法第25条 第1項 第2項	損害賠償の支払能力確保義務違反 公衆の利便の阻害行為等 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害 事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用貨物自動車の利用 2 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注) ① 一部の運転者への支払い ② 全ての運転者への支払い 3 その他(別に定められるものを除く。)	20日車 10日車 40日車×違反車両数 10日車 20日車 警告	40日車 20日車 80日車×違反車両数 20日車 40日車 10日車	
	(注) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者			
第3項 第4項 法第26条 法第27条第1項 法第27条第2項 法第29条第1項 法第30条第1項、第2項 法第32条 法第33条第1項第1号	特定荷主に対する不当な差別的取扱い 公衆の利便の阻害行為等の停止命令違反 事業改善の命令違反 名義貸し 事業の貸渡し等 無許可の業務の管理の受委託 事業の無認可譲渡・譲受、法人の無認可合併分割 事業の無届出休止・廃止 ① 所在不明事業者であって、相当の期間事業を行っていないと認められるもの ② その他 自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	警告 60日車 60日車 局長通達5(1)⑥及び6(1)④による 局長通達5(1)⑦及び6(1)④による 60日車 20日車 局長通達6(1)⑧による 10日車 局長通達6(1)③による	10日車 局長通達6(1)⑤オによる 局長通達6(1)⑤カによる 局長通達6(1)⑤エによる	

別表

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
法第34条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	局長通達6(1)③による		
法第34条第3項	返付自動車登録番号標の封印取付け義務違反	10日車	20日車	
法第39条の2第3項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車	
法第39条の3第2項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車	
法第59条第1項	許可条件違反 1 運輸開始期限違反 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注) ① 未加入者1名 ② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上 3 その他の条件違反	警告 警告 20日車 40日車 20日車	局長通達6(1)⑦による 10日車 40日車 80日車 40日車	
	(注) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。			
法第60条第1項	報告義務違反 ① 未報告 ② 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車	
法第60条第4項 施行規則第44条第1項第1号	検査拒否、虚偽の陳述等 運輸開始の未届出	局長通達5(1)⑧及び6(1)④による 勧告	警告	
第2号	事業の譲渡し、譲受け、法人の合併終了の未届出	勧告	警告	
第3号	休止事業の再開未届出	勧告	警告	
第4号	法第60条第4項、第60条第5項、第60条第6項及び第60条第7項の未届出	勧告	警告	
第5号	事業者の氏名、名称、住所の変更の未届出	勧告	警告	
第6号	事業者たる法人の役員、社員の変更の未届出	勧告	警告	
道路運送法第83条	有償旅客運送の禁止 ① 道路運送法第4条違反(反復、計画的なものと認められるもの) ② 道路運送法第83条違反(臨時、偶発的なものと認められるもの)	60日車×違反車両数 40日車×違反車両数	局長通達6(1)⑥による 80日車×違反車両数	
道路運送法第84条	運送命令の違反	60日車	局長通達6(1)⑤キによる	
道路運送法第95条 道路運送法施行規則第65条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車	

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等の基準（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p>
<p>制定 平成25年 9月27日 公示第 44号 改正 平成26年 3月18日 公示第129号 改正 平成26年12月26日 公示第 49号 改正 平成29年 1月25日 公示第 89号 改正 平成30年 5月29日 公示第 12号 改正 令和 元年11月 1日 公示第 60号 改正 令和 2年11月27日 公示第 64号 改正 令和 3年 5月31日 公示第 23号 改正 令和 5年 9月29日 公示第 91号 <u>改正 令和 6年 9月 日 公示第 61号</u></p>	<p>制定 平成25年 9月27日 公示第 44号 改正 平成26年 3月18日 公示第129号 改正 平成26年12月26日 公示第 49号 改正 平成29年 1月25日 公示第 89号 改正 平成30年 5月29日 公示第 12号 改正 令和 元年11月 1日 公示第 60号 改正 令和 2年11月27日 公示第 64号 改正 令和 3年 5月31日 公示第 23号 改正 令和 5年 9月29日 公示第 91号</p>
<p>「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等の基準」を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成25年9月27日</p> <p style="text-align: right;">東北運輸局長 長谷川 伸一</p>	<p>「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等の基準」を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成25年9月27日</p> <p style="text-align: right;">東北運輸局長 長谷川 伸一</p>
<p>記</p> <p>1～10（略）</p> <p>附 則（略）</p> <p><u>附 則（令和6年9月 日 公示第61号）</u></p> <p><u>1 この基準は、令和6年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 令和5年9月30日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。</u></p>	<p>記</p> <p>1～10（略）</p> <p>附 則（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等の基準（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>制定 平成25年 9月27日 公示第 44号 改正 平成26年 3月18日 公示第129号 改正 平成26年12月26日 公示第 49号 改正 平成29年 1月25日 公示第 89号 改正 平成30年 5月29日 公示第 12号 改正 令和 元年11月 1日 公示第 60号 改正 令和 2年11月27日 公示第 64号 改正 令和 3年 5月31日 公示第 23号 改正 令和 5年 9月29日 公示第 91号 <u>改正 令和 6年 9月 日 公示第 61号</u></p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>制定 平成25年 9月27日 公示第 44号 改正 平成26年 3月18日 公示第129号 改正 平成26年12月26日 公示第 49号 改正 平成29年 1月25日 公示第 89号 改正 平成30年 5月29日 公示第 12号 改正 令和 元年11月 1日 公示第 60号 改正 令和 2年11月27日 公示第 64号 改正 令和 3年 5月31日 公示第 23号 改正 令和 5年 9月29日 公示第 91号</p>
<p>「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等の基準」を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成25年9月27日</p> <p style="text-align: center;">東北運輸局長 長谷川 伸一</p>	<p>「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等の基準」を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成25年9月27日</p> <p style="text-align: center;">東北運輸局長 長谷川 伸一</p>
<p>記</p> <p>1 (1) この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>① 「初違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反をいう。</p>	<p>記</p> <p>1 (1) この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>① 「初違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反をいう。</p>

② 「再違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載による運送の引受けに係る違反行為（以下「過積載違反」という。）の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を1度行っている場合の当該過積載違反をいう。

③ 「累違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載違反の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を2度以上行っている場合の当該過積載違反をいう。

(2) 次に掲げる違反について、(1)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

① 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第8条第2項、第16条第3項若しくは第7項、第23条、第25条第4項若しくは第26条又は道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第84条第1項の規定による命令違反

② 法第27条第1項又は第2項の違反

③ 法第60条第4項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述

(3) 次のいずれかに該当する場合の(1)①から③までにおける営業所の行政処分等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。

① 営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

② 営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

③ 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

④ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（以下「処分基準」という。）1（9）の「事業の全部若しくは一部の譲渡」をいう。）により、営業所に係る運送事業の全部又は一部の譲渡が

② 「再違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載による運送の引受けに係る違反行為（以下「過積載違反」という。）の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を1度行っている場合の当該過積載違反をいう。

③ 「累違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載違反の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を2度以上行っている場合の当該過積載違反をいう。

(2) 次に掲げる違反について、(1)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

① 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第8条第2項、第16条第3項若しくは第7項、第23条、第25条第4項若しくは第26条又は道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第84条第1項の規定による命令違反

② 法第27条第1項又は第2項の違反

③ 法第60条第4項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述

(3) 次のいずれかに該当する場合の(1)①から③までにおける営業所の行政処分等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。

① 営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

② 営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

③ 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

④ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（以下「処分基準」という。）1（9）の「事業の全部若しくは一部の譲渡」をいう。）により、営業所に係る運送事業の全部又は一部の譲渡が

あった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所（以下この号において「従前営業所」という。）が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

- 2 処分基準1（2）の規定により行政処分等を行うべき違反行為は、別表に定める違反行為の事項ごととし、同一の事項における違反については、違反の多寡にかかわらず同一の違反とする。
- 3 行政処分等を行う場合の違反行為ごとの日車数及び勧告又は警告の区分（以下「日車数等」という。）は、別表に定める基準日車等を基礎として決定する。
- 4 別表中に累違反の基準日車等の定めがない事項に係る累違反の基準日車等は、再違反の基準日車等が警告である事項にあつては警告、それ以外の事項にあつては再違反の2倍の日車数として扱う。
- 5 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第17条第1項から第4項まで、第18条第1項又は第22条第2項若しくは第3項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。）に伴い引き起こした事故（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条に規定する事故をいう。以下同じ。）の内容が次のいずれかに該当する場合には、処分基準5（8）から（12）までに該当する場合を除き、3及び4の規定による日車数等を加重することができる。
 - ① 違反行為若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅したと疑うに足りる相当の理由が認められる場合の当該違反行為
 - ② 違反行為が救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為
 - ③ 違反事実又は違反に伴い引き起こした事故等が社会的影響のあるものである場合
- 6 5により日車数等の加重を行う場合は、日車数についてはその2倍を上

あった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所（以下この号において「従前営業所」という。）が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

- 2 処分基準1（2）の規定により行政処分等を行うべき違反行為は、別表に定める違反行為の事項ごととし、同一の事項における違反については、違反の多寡にかかわらず同一の違反とする。
- 3 行政処分等を行う場合の違反行為ごとの日車数及び勧告又は警告の区分（以下「日車数等」という。）は、別表に定める基準日車等を基礎として決定する。
- 4 別表中に累違反の基準日車等の定めがない事項に係る累違反の基準日車等は、再違反の基準日車等が警告である事項にあつては警告、それ以外の事項にあつては再違反の2倍の日車数として扱う。
- 5 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第17条第1項から第4項まで、第18条第1項又は第22条第2項若しくは第3項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。）に伴い引き起こした事故（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条に規定する事故をいう。以下同じ。）の内容が次のいずれかに該当する場合には、処分基準5（8）から（12）までに該当する場合を除き、3及び4の規定による日車数等を加重することができる。
 - ① 違反行為若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅したと疑うに足りる相当の理由が認められる場合の当該違反行為
 - ② 違反行為が救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為
 - ③ 違反事実又は違反に伴い引き起こした事故等が社会的影響のあるものである場合
- 6 5により日車数等の加重を行う場合は、日車数についてはその2倍を上

回らない日車数に、勧告については警告に、警告については10日車に加重するものとする。ただし、処分基準1(5)の貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会の議を経た後、本省自動車局安全政策課及び貨物課に稟伺した場合は、この限りではない。

7 次に掲げる場合には、3及び4の規定による日車数等を軽減することができる。

- ① 輸送の安全確保義務違反(初違反であり、基準日車等が10日車以下、勧告又は警告とされているものに限る。)について、乗務員に対する輸送の安全に関する訓示及び関係法令の遵守に関する指導の実施状況、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所への認定の有無その他の事実関係から総合的に判断して、違反行為を行った事業者が運行管理及び車両管理を概ね適切に行っていたと認められる場合
- ② ①に掲げる場合のほか、違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合

8 7により日車数の軽減を行う場合は、10日車については警告に、警告については勧告に軽減するものとする。

9 複数の過積載違反がある場合の処分日車数の算出においては、これらの違反行為は一の違反行為として扱い、当該違反行為の日車数は、これらの違反行為の日車数の合計とする。

10 貨物軽自動車運送事業者に係る違反行為の日車数等の決定については、1から9までの規定を準用する。

附 則

- 1 この基準は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 処分基準附則2に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」(平成21年9月29日付、国自安第75号、国自貨第79号、国自整第69号)の例による。

回らない日車数に、勧告については警告に、警告については10日車に加重するものとする。ただし、処分基準1(5)の貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会の議を経た後、本省自動車局安全政策課及び貨物課に稟伺した場合は、この限りではない。

7 次に掲げる場合には、3及び4の規定による日車数等を軽減することができる。

- ① 輸送の安全確保義務違反(初違反であり、基準日車等が10日車以下、勧告又は警告とされているものに限る。)について、乗務員に対する輸送の安全に関する訓示及び関係法令の遵守に関する指導の実施状況、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所への認定の有無その他の事実関係から総合的に判断して、違反行為を行った事業者が運行管理及び車両管理を概ね適切に行っていたと認められる場合
- ② ①に掲げる場合のほか、違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合

8 7により日車数の軽減を行う場合は、10日車については警告に、警告については勧告に軽減するものとする。

9 複数の過積載違反がある場合の処分日車数の算出においては、これらの違反行為は一の違反行為として扱い、当該違反行為の日車数は、これらの違反行為の日車数の合計とする。

10 貨物軽自動車運送事業者に係る違反行為の日車数等の決定については、1から9までの規定を準用する。

附 則

- 1 この基準は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 処分基準附則2に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」(平成21年9月29日付、国自安第75号、国自貨第79号、国自整第69号)の例による。

附 則（平成26年3月18日 公示第129号）

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月26日 公示第49号）

- 1 この基準は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この基準記3中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条の2の規定は、平成27年3月1日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。

附 則（平成29年1月25日 公示第89号）

この基準は、平成29年1月25日から施行する。

附 則（平成30年5月29日 公示第12号）

- 1 この基準は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和元年11月1日 公示第60号）

- 1 この基準は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 令和元年10月31日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和2年11月27日 公示第64号）

- 1 この基準は、令和2年11月27日から施行する。
- 2 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和3年5月31日 公示第23号）

- 1 この基準は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和5年9月29日 公示第91号）

附 則（平成26年3月18日 公示第129号）

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月26日 公示第49号）

- 1 この基準は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この基準記3中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条の2の規定は、平成27年3月1日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。

附 則（平成29年1月25日 公示第89号）

この基準は、平成29年1月25日から施行する。

附 則（平成30年5月29日 公示第12号）

- 1 この基準は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和元年11月1日 公示第60号）

- 1 この基準は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 令和元年10月31日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和2年11月27日 公示第64号）

- 1 この基準は、令和2年11月27日から施行する。
- 2 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和3年5月31日 公示第23号）

- 1 この基準は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和5年9月29日 公示第91号）

- 1 この基準は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 令和5年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとし、令和5年4月1日以降に確認した違反行為にあつては、改正後の安全規則の規定に読み替えて行政処分等を行うものとする。

附 則 (令和6年9月 日 公示第61号)

- 1 この基準は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 令和6年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとし、令和5年4月1日以降に確認した違反行為にあつては、改正後の安全規則の規定に読み替えて行政処分等を行うものとする。

- 1 この基準は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 令和5年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとし、令和5年4月1日以降に確認した違反行為にあつては、改正後の安全規則の規定に読み替えて行政処分等を行うものとする。

(新設)

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」新旧対照表

新					旧						
別表	適用条項	違反行為	基準日車等		備考	別表	適用条項	違反行為	基準日車等		備考
			初違反	再違反					初違反	再違反	
法第17条第1項第1号 安全規則第3条第1項、第2項	過労運転の防止措置義務違反	1 必要な員数の運転者の確保違反 2 必要な員数の特定自動運行保安員の確保違反	警告 警告	10日車 10日車		法第17条第1項第1号 安全規則第3条第1項、第2項	過労運転の防止措置義務違反 必要な員数の運転者の確保違反	警告 警告	10日車 10日車		
第4項		1 「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1365号。以下「勤務時間等基準告示」という。)違反 ① 設定不適切 ② 未設定 2 勤務時間等基準告示の遵守違反(注1) ① 各事項の未遵守計5件以下 ② 各事項の未遵守計6件以上(注2)(削る)	警告 10日車 警告 10日車	10日車 20日車 10日車 2日車×未遵守件数 4日車×未遵守件数		第4項	1 「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1365号。以下「乗務時間等告示」という。)違反 ① 設定不適切 ② 未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反(注1) ① 各事項の未遵守計5件以下 ② 各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③ 各事項の未遵守計16件以上(注2)	警告 10日車 警告 10日車 10日車 20日車	10日車 20日車 10日車 20日車 40日車		
		(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し基準日車等を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し、上記の基準日車等に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 ② 各事項の未遵守計2件以上 (注2) 局長通達5(1)①に該当するものを除く。		10日車 20日車 20日車 40日車				(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し基準日車等を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し、上記の基準日車等に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 ② 各事項の未遵守計2件以上 (注2) 局長通達5(1)①に該当するものを除く。		10日車 20日車 20日車 40日車	
第7条第1項～第3項		3 勤務時間等基準告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)	10日車	20日車		第7条第1項～第3項		3 乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)	10日車	20日車	
		点呼の実施違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施(注2) ① 未実施19件以下 ② 未実施20件以上(注3)(削る) 2 不適切(注4) ① 一部実施不適切 ② 全て実施不適切 3 飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反(注5)	警告 1日車×未実施件数 警告 10日車 10日車 100日車	10日車 2日車×未実施件数 10日車 20日車 200日車			点呼の実施違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施(新設) ① 未実施19件以下 ② 未実施20件以上49件以下 ③ 未実施50件以上(注2) 2 不適切(新設) ① 一部実施不適切 ② 全て実施不適切	警告 10日車 10日車 10日車	10日車 20日車 20日車		
		(注1) 未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 以下の場合には未実施とする。なお、点呼の実施については、点呼の記録によって確認するものとする。ただし、運転者等に係る点呼について明らかに実施したことを事業者が書面等により証明した場合はこの限りではない。 ・省令に規定される点呼事項が全く実施されていない点呼 ・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 ・運行管理者、補助者の自己による点呼 ・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した点呼 ・運行の業務の開始前に点呼を行わず、業務の開始後に行った点呼 ・運行の業務の終了後に点呼を行わず、業務の終了前に行った点呼 (注3) 局長通達5(1)②に該当するものを除く。 (注4) 以下の場合には不適切とする。なお、点呼実施の確認方法は(注2)と同様とする。 ・省令に規定される点呼事項のうち一部が実施されていない点呼 ・実施不適切(未実施を含む)である点呼が、点呼が必要な回数100回に対して一部である場合は「一部実施不適切」、全部である場合は「全て実施不適切」とする。 ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼 (注5) 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る点呼について、明らかに実施されていることを点呼記録により事業者が証明した場合を除く。					(注1) ・補助者の要件を満たしていない者が実施した場合は、点呼未実施とする。 ・運行管理者、補助者の自己による点呼は、点呼未実施とする。 ・点呼を対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した場合は、点呼未実施とする。 ・「実施不適切」とは、実施事項に不備がある場合をいう。 ・未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (新設) (注2) 局長通達5(1)②に該当するものを除く。 (新設) (新設)				
第10条第1項		「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う」 1 「3」「4」以外の違反 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合) 2 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(注1) 3 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)があったものに限る。(注2)(注4)	警告 10日車 100日車	10日車 20日車 200日車		第10条第1項	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う」 1 「2」「3」以外の違反 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合) (新設) 2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)があったものに限る。(注1)(注3)	警告 10日車 10日車	10日車 20日車		
			初回 警告	2回目 10日車	3回目 4回目以上 20日車 40日車			初回 警告	2回目 10日車	3回目 4回目以上 20日車 40日車	

新

別表 適用条項	違反事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
	4 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車と離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)、その他の道路交通法の違反行為(3の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転の違反を除き、道路交通法通知等があったものに限る。)(注3)(注4)	初回	2回目以上	
		警告	10日車	
	(注1) 酒酔い・酒気帯び運転が確認された場合。ただし、当該運転者に係る飲酒運転防止に関する指導について、明らかに実施されていることを指導記録により事業者が証明した場合を除く。			
	(注2) ① 都道府県公安委員会から最高速度違反に係る道路交通法第22条の2第2項の規定に基づく協議又は同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)(注2)の規定に基づく意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去3年以内に、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行うものとする。 また、同法第22条の2第2項の規定に基づく協議及び同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)(注2)の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(下命又は容認に係るものを除く。)(注2)のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。 ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものを用い、以下同じ。)(注2)について、道路交通法通知等(下命又は容認に係るものを除く。)(注2)の件数が3件に達した場合にあつては、再違反の基準を適用するものとする。 ② 最高速度違反行為を理由とした行政処分等を行った日から起算して3年以内に、道路交通法通知等により最高速度違反行為が確認され、次の(7)又は(4)のいずれかの基準に達した場合には、本処分量定により、先の行政処分等に当たり適用した回数(次の回数の基準日車数を適用して処分するものとする。)(注2)の件数が、1つの最高速度違反行為を1.5件として計算するものとする。 (7) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において、10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。)(イ)において同じ。)(注2)が配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。) (4) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。)(イ)において同じ。)(注2)が配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。) ③ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。			
	(注3) ① 都道府県公安委員会から駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為(3の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転を除く。以下同じ。)(注2)に係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があった場合、その違反の事実があった日から過去1年以内において、次の②による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行うものとする。 また、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(3の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転に係るものを除く。)(注2)のみの場合にあつては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反行為」「その他」の区分ごととする。)(注2)に達した場合に文書による警告を行うものとする。 ② 駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所に係る同違反行為の件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)(注2)に達した場合には、本処分量定による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。)(イ)において同じ。)(注2)が配置されている場合にあつては、違反行為件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。 ③ 放置駐車違反について道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両使用制限処分を法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。 ④ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。			
	(注4) 3及び4の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係るものは除く。)(注2)その他の別に定める違反行為」として、別途個別に処分するものとする。			

旧

別表 適用条項	違反事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
	3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車と離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)、その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転の違反を除き、道路交通法通知等があったものに限る。)(注2)(注3)	初回	2回目以上	
		警告	10日車	
	(新設)			
	(注1) ① 都道府県公安委員会から最高速度違反に係る道路交通法第22条の2第2項の規定に基づく協議又は同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)(注2)の規定に基づく意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去3年以内に、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行うものとする。 また、同法第22条の2第2項の規定に基づく協議及び同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)(注2)の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(下命又は容認に係るものを除く。)(注2)のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。 ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものを用い、以下同じ。)(注2)について、道路交通法通知等(下命又は容認に係るものを除く。)(注2)の件数が3件に達した場合にあつては、再違反の基準を適用するものとする。 ② 最高速度違反行為を理由とした行政処分等を行った日から起算して3年以内に、道路交通法通知等により最高速度違反行為が確認され、次の(7)又は(4)のいずれかの基準に達した場合には、本処分量定により、先の行政処分等に当たり適用した回数(次の回数の基準日車数を適用して処分するものとする。)(注2)の件数が、1つの最高速度違反行為を1.5件として計算するものとする。 (7) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において、10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。)(イ)において同じ。)(注2)が配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。) (4) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。)(イ)において同じ。)(注2)が配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。) ③ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。			
	(注2) ① 都道府県公安委員会から駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転を除く。以下同じ。)(注2)に係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があった場合、その違反の事実があった日から過去1年以内において、次の②による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行うものとする。 また、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転に係るものを除く。)(注2)のみの場合にあつては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反行為」「その他」の区分ごととする。)(注2)に達した場合に文書による警告を行うものとする。 ② 駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所に係る同違反行為の件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)(注2)に達した場合には、本処分量定による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。)(イ)において同じ。)(注2)が配置されている場合にあつては、違反行為件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。 ③ 放置駐車違反について道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両使用制限処分を法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。 ④ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。			
	(注3) 2及び3の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係るものは除く。)(注2)その他の別に定める違反行為」として、別途個別に処分するものとする。			

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」新旧対照表

新					旧				
別表					別表				
適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考	適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反				初違反	再違反	
法第8条第1項	事業計画に定めるところに従う義務違反	法第9条第1項、第3項の基準日車等を適用			法第8条第1項	事業計画に定めるところに従う義務違反	法第9条第1項、第3項の基準日車等を適用		
第2項	事業計画に従うべき命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤アによる		第2項	事業計画に従うべき命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤アによる	
法第9条第1項 貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」という。)第2条第1項第2号	事業計画変更認可違反 営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反 ① 営業所を区域外に設置 ② その他	20日車 10日車	40日車 20日車		法第9条第1項 貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」という。)第2条第1項第2号	事業計画変更認可違反 営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反 ① 営業所を区域外に設置 ② その他	20日車 10日車	40日車 20日車	
第3号、第4号	各営業所に配置する事業用自動車の種別違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	10日車 10日車	20日車 20日車		第3号、第4号	各営業所に配置する事業用自動車の種別違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	10日車 10日車	20日車 20日車	
第5号	自動車車庫の位置及び収容能力違反 ① 営業所との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	20日車 20日車 10日車	40日車 40日車 20日車		第5号	自動車車庫の位置及び収容能力違反 ① 営業所との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	20日車 20日車 10日車	40日車 40日車 20日車	
第6号	乗務員等の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反 ① 営業所・車庫との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	10日車 10日車 警告	20日車 20日車 10日車		第6号	乗務員等の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反 ① 営業所・車庫との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	10日車 10日車 警告	20日車 20日車 10日車	
第7号	特別積合せ貨物運送を行うか否かの違反	10日車	20日車		第7号	特別積合せ貨物運送を行うか否かの違反	10日車	20日車	
第8号	貨物自動車利用運送を行うか否かの違反	10日車	20日車		第8号	貨物自動車利用運送を行うか否かの違反	10日車	20日車	
第2項第1号	特別積合せ貨物運送に係る営業所及び荷扱所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反	20日車	40日車		第2項第1号	特別積合せ貨物運送に係る営業所及び荷扱所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反	20日車	40日車	
第2号	特別積合せ事業者の営業所、荷扱所の積卸施設違反 ① 取扱能力不足 ② その他	10日車 警告	20日車 10日車		第2号	特別積合せ事業者の営業所、荷扱所の積卸施設違反 ① 取扱能力不足 ② その他	10日車 警告	20日車 10日車	
第4号	運行系統の違反	10日車	20日車		第4号	運行系統の違反	10日車	20日車	
第5号	運行系統ごとの運行日並びに最大及び最小の運行回数	10日車	20日車		第5号	運行系統ごとの運行日並びに最大及び最小の運行回数	10日車	20日車	
第3項第1号	貨物自動車利用運送に係る営業所の位置違反	10日車	20日車		第3項第1号	貨物自動車利用運送に係る営業所の位置違反	10日車	20日車	
法第9条第3項前段 施行規則第6条第1項第1号、第2号	事業計画変更事前届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	警告	10日車		法第9条第3項前段 施行規則第6条第1項第1号、第2号	事業計画変更事前届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	警告	10日車	
第3号	各営業所に配置する運行車の数違反	警告	10日車		第3号	各営業所に配置する運行車の数違反	警告	10日車	
法第9条第3項後段 施行規則第7条第1項第1号	事業計画変更の事後届出違反 主たる事務所の名称及び位置の変更違反	警告	10日車		法第9条第3項後段 施行規則第7条第1項第1号	事業計画変更の事後届出違反 主たる事務所の名称及び位置の変更違反	警告	10日車	
第2号、第3号	営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反	10日車	20日車		第2号、第3号	営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反	10日車	20日車	
第4号	業務の範囲、保管施設の概要、利用事業者の概要の変更違反	警告	10日車		第4号	業務の範囲、保管施設の概要、利用事業者の概要の変更違反	警告	10日車	
法第10条第1項	運送約款認可違反	20日車	40日車		法第10条第1項	運送約款認可違反	20日車	40日車	
法第11条	運賃及び料金(個人を対象とするものに限る。)、運送約款等の無掲示	警告	10日車		法第11条	運賃及び料金(個人を対象とするものに限る。)、運送約款等の無掲示	警告	10日車	
法第16条第1項	安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの	20日車 警告	40日車 10日車		法第16条第1項	安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの	20日車 警告	40日車 10日車	
法第16条第2項 貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」という。)第2	安全管理規程の必要事項設定違反(規程の内容不適切)	10日車	20日車		法第16条第2項 貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」という。)第2	安全管理規程の必要事項設定違反(規程の内容不適切)	10日車	20日車	

条の5			
法第16条第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤による
法第16条第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車
法第16条第5項 安全規則第2条の7	安全統括管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車
法第16条第6項	安全統括管理者の意見に対する尊重義務違反	10日車	20日車
法第16条第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤による
法第17条第1項第1号 安全規則第3条第1項、第2項	過労運転の防止措置義務違反 1 必要な員数の運転者の確保違反 2 必要な員数の特定自動運行保安員の確保違反	警告 警告	10日車 10日車
第3項	1 休憩・睡眠施設の整備違反 2 休憩・睡眠施設の管理、保守違反	30日車 警告	60日車 10日車
第4項	1 「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1365号。以下「勤務時間等基準告示」という。)違反 ① 設定不適切 ② 未設定 2 勤務時間等基準告示の遵守違反(注1) ① 各事項の未遵守計5件以下 ② 各事項の未遵守計6件以上(注2)	警告 10日車 警告 10日車	10日車 20日車 10日車 4日車×未遵守件数
(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し基準日車等を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し、上記の基準日車等に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 10日車 20日車 ② 各事項の未遵守計2件以上 20日車 40日車 (注2) 局長通達5(1)①に該当するものを除く。			
第5項	3 勤務時間等基準告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)	10日車	20日車
第6項	酒酔い・酒気帯び運行の業務 1 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(注1) ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 3 疾病・疲労等運行の業務 4 薬物等使用運行の業務	100日車 警告 20日車 40日車 40日車 80日車 80日車 160日車 100日車	200日車 10日車 40日車 80日車 80日車 160日車 200日車
(注1) 疾病のおそれのある運行の業務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で運行の業務に従事させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診せずに運行の業務に従事させていた場合、又は、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに運行の業務に従事させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。			
第7項	交替運転者の配置違反 ① 未配置5件以下 ② 未配置6件以上	10日車 20日車	20日車 40日車
第8項	100km超運行系統の運行の業務基準の設定違反 ① 設定事項不足 ② 一部運行系統未設定 ③ 全運行系統未設定 運行の業務基準遵守の指導及び監督違反 ① 一部不適切 ② 大部分不適切	勧告 警告 10日車 警告 10日車	警告 10日車 20日車 10日車 20日車

条の5			
法第16条第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤イによる
法第16条第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車
法第16条第5項 安全規則第2条の7	安全統括管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車
法第16条第6項	安全統括管理者の意見に対する尊重義務違反	10日車	20日車
法第16条第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤ウによる
法第17条第1項第1号 安全規則第3条第1項、第2項	過労運転の防止措置義務違反 1 必要な員数の運転者の確保違反 2 必要な員数の特定自動運行保安員の確保違反	警告 警告	10日車 10日車
第3項	1 休憩・睡眠施設の整備違反 2 休憩・睡眠施設の管理、保守違反	30日車 警告	60日車 10日車
第4項	1 「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1365号。以下「乗務時間等告示」という。)違反 ① 設定不適切 ② 未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反(注1) ① 各事項の未遵守計5件以下 ② 各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③ 各事項の未遵守計16件以上(注2)	警告 10日車 警告 10日車	10日車 20日車 10日車 20日車 10日車 20日車 40日車
(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し基準日車等を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し、上記の基準日車等に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 10日車 20日車 ② 各事項の未遵守計2件以上 20日車 40日車 (注2) 局長通達5(1)①に該当するものを除く。			
第5項	3 乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)	10日車	20日車
第6項	酒酔い・酒気帯び運行の業務 1 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(注1) ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 3 疾病・疲労等運行の業務 4 薬物等使用運行の業務	100日車 警告 20日車 40日車 40日車 80日車 80日車 160日車 100日車	200日車 10日車 40日車 80日車 80日車 160日車 200日車
(注1) 疾病のおそれのある運行の業務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で運行の業務に従事させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診せずに運行の業務に従事させていた場合、又は、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに運行の業務に従事させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。			
第7項	交替運転者の配置違反 ① 未配置5件以下 ② 未配置6件以上	10日車 20日車	20日車 40日車
第8項	100km超運行系統の運行の業務基準の設定違反 ① 設定事項不足 ② 一部運行系統未設定 ③ 全運行系統未設定 運行の業務基準遵守の指導及び監督違反 ① 一部不適切 ② 大部分不適切	勧告 警告 10日車 警告 10日車	警告 10日車 20日車 10日車 20日車

安全規則第3条の2第1項	特定自動運行保安員の乗務等義務違反	警告	10日車	
第2項	特定自動運行貨物運送のための体制の整備違反	10日車	20日車	
法第17条第1項第2号 安全規則第3条の3 (道路運送車両法(以下「車両法」という。))第40～43条、第47条)	事業用自動車の安全性の確保義務違反 点検整備違反 整備不良車両等 1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なもの及び4を除く。) 2 不正改造のもの(速度抑制装置又は速度制限(NR)装置の機能不良を故意に放置したものを含める。) 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用 4 ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの(注)	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 20日車	20日車×違反車両数 20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車	
	(注) ・車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確実に行われていることの証明があった場合を除く。 ・車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る。			
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ① 未実施回数6回未満 ② 未実施回数6回以上15回未満 ③ 未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数	
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任違反 整備管理者選任なし	局長通達5(1)④及び6(1)④による		
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車	
(車両法第52条)	整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出 ① 選任(変更)の未届出に係るもの ② 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車	
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数	
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車	
(車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ① 未実施1回 ② 未実施2回 ③ 未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	警告 5日車×違反車両数 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数 局長通達5(1)③及び6(1)④による	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車	
	(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3に該当する場合を除く。			

安全規則第3条の2第1項	特定自動運行保安員の乗務等義務違反	警告	10日車	
第2項	特定自動運行貨物運送のための体制の整備違反	10日車	20日車	
法第17条第1項第2号 安全規則第3条の3 (道路運送車両法(以下「車両法」という。))第40～43条、第47条)	事業用自動車の安全性の確保義務違反 点検整備違反 整備不良車両等 1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なもの及び4を除く。) 2 不正改造のもの(速度抑制装置又は速度制限(NR)装置の機能不良を故意に放置したものを含める。) 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用 4 ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの(注)	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 20日車	20日車×違反車両数 20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車	
	(注) ・車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確実に行われていることの証明があった場合を除く。 ・車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る。			
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ① 未実施回数6回未満 ② 未実施回数6回以上15回未満 ③ 未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数	
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任違反 整備管理者選任なし	局長通達5(1)④及び6(1)④による		
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車	
(車両法第52条)	整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出 ① 選任(変更)の未届出に係るもの ② 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車	
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数	
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車	
(車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ① 未実施1回 ② 未実施2回 ③ 未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	警告 5日車×違反車両数 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数 局長通達5(1)③及び6(1)④による	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車	
	(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3に該当する場合を除く。			

(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 未記載3枚以下 ② 未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数 警告 10日車 60日車 警告 3日車×違反車両数 3日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数
第3条の4	点検等のための施設の不備	警告	10日車
第3条の5	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車
法第17条第3項	過積載運送の引受け、指示等 1 過積載による運送の引受け ① 過積載の程度が5割未満のもの ② 過積載の程度が5割以上10割未満のもの ③ 過積載の程度が10割以上のもの 2 過積載による運送を前提とした運行計画の作成 3 過積載による運送の指示	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 30日車×違反車両数 10日車 20日車	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 60日車×違反車両数 20日車 40日車
安全規則第4条	過積載運送防止の指導及び監督の怠慢	10日車	20日車
法第17条第4項 安全規則第5条	その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反 1 貨物の積載方法違反 2 コンテナの落下防止措置未実施	警告 20日車	10日車 40日車
安全規則第5条の2	限度超過車両の通行、条件等違反の防止に係る指導及び監督の怠慢	10日車	20日車
第6条	自動車車庫の位置違反	10日車	20日車
第7条第1項～第3項	点呼の実施違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施(注2) ① 未実施19件以下 ② 未実施20件以上(注3) 2 不適切(注4) ① 一部実施不適切 ② 全て実施不適切 3 飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反(注5)	警告 1日車×未実施件数 警告 10日車 100日車	10日車 2日車×未実施件数 10日車 20日車 200日車
(注1) 未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。			

(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 未記載3枚以下 ② 未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数 警告 10日車 60日車 警告 3日車×違反車両数 3日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数
第3条の4	点検等のための施設の不備	警告	10日車
第3条の5	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車
法第17条第3項	過積載運送の引受け、指示等 1 過積載による運送の引受け ① 過積載の程度が5割未満のもの ② 過積載の程度が5割以上10割未満のもの ③ 過積載の程度が10割以上のもの 2 過積載による運送を前提とした運行計画の作成 3 過積載による運送の指示	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 30日車×違反車両数 10日車 20日車	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 60日車×違反車両数 20日車 40日車
安全規則第4条	過積載運送防止の指導及び監督の怠慢	10日車	20日車
法第17条第4項 安全規則第5条	その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反 1 貨物の積載方法違反 2 コンテナの落下防止措置未実施	警告 20日車	10日車 40日車
安全規則第5条の2	限度超過車両の通行、条件等違反の防止に係る指導及び監督の怠慢	10日車	20日車
第6条	自動車車庫の位置違反	10日車	20日車
第7条第1項～第3項	点呼の実施違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施 ① 未実施19件以下 ② 未実施20件以上49件以下 ③ 未実施50件以上(注2) 2 不適切 ① 一部実施不適切 ② 全て実施不適切	警告 10日車 20日車 警告 10日車 100日車	10日車 20日車 40日車 10日車 20日車
(新設) (注1) ・補助者の要件を満たしていない者が実施した場合は、点呼未実施とする。 ・運行管理者、補助者の自己による点呼は、点呼未実施とする。 ・点呼を対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した場合は、点呼未実施とする。 ・「実施不適切」とは、実施事項に不備がある場合をいう。 ・未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。			

	(注2) 以下の場合には未実施とする。なお、点呼の実施については、点呼の記録によって確認するものとする。ただし、運転者等に係る点呼について明らかに実施したことを事業者が書面等により証明した場合はこの限りではない。 ・省令に規定される点呼事項が全く実施されていない点呼 ・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 ・運行管理者、補助者の自己による点呼 ・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した点呼 ・運行の業務の開始前に点呼を行わず、業務の開始後に行った点呼 ・運行の業務の終了後に点呼を行わず、業務の終了前に行った点呼			
	(注3) 局長通達5(1)②に該当するものを除く。			
	(注4) 以下の場合には不適切とする。なお、点呼実施の確認方法は(注2)と同様とする。 ・省令に規定される点呼事項のうち一部が実施されていない点呼 ・実施不適切(未実施を含む)である点呼が、点呼が必要な回数100回に対して一部である場合は「一部実施不適切」、全部である場合は「全て実施不適切」とする。 ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼			
	(注5) 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る点呼について、明らかに実施されていることを点呼記録により事業者が証明した場合を除く。			
第4項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注)	60日車	120日車	
	(注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。			
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)	20日車	40日車	
	(注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。			
第5項	点呼の記録違反 1 記録 ① 一部記録なし ② 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 30日車 警告 60日車 警告 60日車 警告 30日車	10日車 60日車 10日車 120日車 10日車 60日車	
第8条	業務の記録違反 1 記録(30業務に対して) ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 10日車 10日車 30日車 警告 60日車 警告 30日車	10日車 20日車 60日車 10日車 120日車 10日車 60日車	
第9条	運行記録計による記録違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30業務に対して) ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記録 3 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 10日車 10日車 30日車 60日車 警告 30日車	10日車 20日車 60日車 120日車 10日車 60日車	

	(新設)			
	(注2) 局長通達5(1)②に該当するものを除く。			
	(新設)			
	(新設)			
第4項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注)	60日車	120日車	
	(注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。			
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)	20日車	40日車	
	(注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。			
第5項	点呼の記録違反 1 記録 ① 一部記録なし ② 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 30日車 警告 60日車 警告 60日車 警告 30日車	10日車 60日車 10日車 120日車 10日車 60日車	
第8条	業務の記録違反 1 記録(30業務に対して) ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 10日車 10日車 30日車 警告 60日車 警告 30日車	10日車 20日車 60日車 10日車 120日車 10日車 60日車	
第9条	運行記録計による記録違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30業務に対して) ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記録 3 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 10日車 10日車 30日車 60日車 警告 30日車	10日車 20日車 60日車 120日車 10日車 60日車	

第9条の2	事故の記録の違反 1 記録 ① 記録なし2件以下 ② 記録なし3件以上 2 記録事項の不備 3 記録の保存義務違反	警告 10日車 警告 警告	10日車 20日車 10日車 10日車			
第9条の3第1項～第3項	運行指示書 1 作成、指示又は携行の義務違反(運行指示書の作成等が必要な30運行に対して) ① 5件以下 ② 6件以上15件以下 ③ 16件以上 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車			
第4項	運行指示書及び写しの保存義務違反		20日車 40日車			
第9条の5第1項	運転者等台帳 1 作成 ① 5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ② 6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) ③ 全て作成なし 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車			
第2項、第3項	運転者等台帳の保存義務違反	警告	10日車			
第10条第1項	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。)による運転者に対する指導及び監督違反 1 「3」「4」以外の違反 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合) 2 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(注1) 3 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)があったものに限る。(注2)(注4) 4 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)、その他の道路交通法の違反行為(3の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転の違反を除き、道路交通法通知等があったものに限る。)(注3)(注4)	警告 10日車 100日車 初回 警告 初回	10日車 20日車 200日車 2回目 10日車 2回目以上	3回目 20日車 40日車	4回目以上 40日車	

第9条の2	事故の記録の違反 1 記録 ① 記録なし2件以下 ② 記録なし3件以上 2 記録事項の不備 3 記録の保存義務違反	警告 10日車 警告 警告	10日車 20日車 10日車 10日車			
第9条の3第1項～第3項	運行指示書 1 作成、指示又は携行の義務違反(運行指示書の作成等が必要な30運行に対して) ① 5件以下 ② 6件以上15件以下 ③ 16件以上 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車			
第4項	運行指示書及び写しの保存義務違反		20日車 40日車			
第9条の5第1項	運転者等台帳 1 作成 ① 5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ② 6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) ③ 全て作成なし 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車			
第2項、第3項	運転者等台帳の保存義務違反	警告	10日車			
第10条第1項	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。)による運転者に対する指導及び監督違反 1 「2」「3」以外の違反 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合) (新設) 2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)があったものに限る。(注1)(注3) 3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)、その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転の違反を除き、道路交通法通知等があったものに限る。)(注2)(注3)	警告 10日車 10日車 初回 警告 初回	10日車 20日車 200日車 2回目 10日車 2回目以上	3回目 20日車 40日車	4回目以上 40日車	

(注1)

酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合で、当該運転者に飲酒運転防止に関する指導が実施されていない場合。ただし、当該運転者に係る飲酒運転防止に関する指導について、明らかに実施されていることを指導記録により事業者が証明した場合を除く。

(注2)

- ① 都道府県公安委員会から最高速度違反に係る道路交通法第22条の2第2項の規定に基づく協議又は同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去3年以内に、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものについては、文書による警告を行うものとする。
また、同法第22条の2第2項の規定に基づく協議及び同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(下命又は容認に係るものを除く。)のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。
ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。))について、道路交通法通知等(下命又は容認に係るものを除く。)の件数が3件に達した場合にあっては、再違反の基準を適用するものとする。
- ② 最高速度違反行為を理由とした行政処分等を行った日から起算して3年以内に、道路交通法通知等により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、本処分量定により、先の行政処分等に当たり適用した回数の次の回数の基準日車数を適用して処分するものとする。
ただし、この場合、大型車両(最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上のものをいう。))にあっては、1つの最高速度違反行為を1.5件として計算するものとする。
- (ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において、10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。))において同じ。))が配置されている場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。
- (イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。))が配置されている場合にあっては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。))
- ③ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。

(注3)

- ① 都道府県公安委員会から駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為(3の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転を除く。以下同じ。))に係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があった場合、その違反の事実があった日から過去1年以内において、次の②による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものについては、文書による警告を行うものとする。
また、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(3の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転に係るものを除く。))のみの場合にあっては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反行為」(「その他」の区分ごととする。))に達した場合に文書による警告を行うものとする。
- ② 駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所に係る同違反行為件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。))に達した場合には、本処分量定による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。))が配置されている場合にあっては、違反行為件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。
- ③ 放置駐車違反について道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両使用制限処分を法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。
- ④ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。

(注4)

3及び4の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係るものは除く。))その他の別に定める違反行為」として、別途個別に処分するものとする。

運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存

1 記録

- ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし
- ② 全て記録なし又は記録の全て保存なし
- 2 記載事項等の不備
- 3 記録の改ざん・不実記載

警告	10日車
40日車	80日車
警告	10日車
60日車	120日車

(新設)

(注1)

- ① 都道府県公安委員会から最高速度違反に係る道路交通法第22条の2第2項の規定に基づく協議又は同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去3年以内に、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものについては、文書による警告を行うものとする。
また、同法第22条の2第2項の規定に基づく協議及び同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(下命又は容認に係るものを除く。)のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。
ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。))について、道路交通法通知等(下命又は容認に係るものを除く。)の件数が3件に達した場合にあっては、再違反の基準を適用するものとする。
- ② 最高速度違反行為を理由とした行政処分等を行った日から起算して3年以内に、道路交通法通知等により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、本処分量定により、先の行政処分等に当たり適用した回数の次の回数の基準日車数を適用して処分するものとする。
ただし、この場合、大型車両(最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上のものをいう。))にあっては、1つの最高速度違反行為を1.5件として計算するものとする。
- (ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において、10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。))において同じ。))が配置されている場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。
- (イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。))が配置されている場合にあっては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。))
- ③ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。

(注2)

- ① 都道府県公安委員会から駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転を除く。以下同じ。))に係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があった場合、その違反の事実があった日から過去1年以内において、次の②による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものについては、文書による警告を行うものとする。
また、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転に係るものを除く。))のみの場合にあっては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反行為」(「その他」の区分ごととする。))に達した場合に文書による警告を行うものとする。
- ② 駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所に係る同違反行為件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。))に達した場合には、本処分量定による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。))が配置されている場合にあっては、違反行為件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。
- ③ 放置駐車違反について道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両使用制限処分を法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。
- ④ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。

(注3)

2及び3の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係るものは除く。))その他の別に定める違反行為」として、別途個別に処分するものとする。

運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存

1 記録

- ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし
- ② 全て記録なし又は記録の全て保存なし
- 2 記載事項等の不備
- 3 記録の改ざん・不実記載

警告	10日車
40日車	80日車
警告	10日車
60日車	120日車

第10条第2項	指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注) ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合) 2 運転適性診断の受診状況 ① 受診なし1名 ② 受診なし2名以上	警告 10日車 10日車 20日車 警告 10日車 10日車 20日車	10日車 20日車 10日車 20日車
	(注) ①の一部不適切は、指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合をいい、②の大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。		
第10条第3項	特定自動運行保安員に対する指導監督義務違反 特定自動運行保安員に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全て記録なし又は記録の全部保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告 40日車 警告 60日車 警告 10日車 40日車 80日車 10日車 120日車	10日車 10日車 10日車 10日車 10日車 10日車 10日車 10日車
第10条第4項	非常信号用具等の取扱指導違反	勸告	警告
第10条第5項	「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第5項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1092号。)による全従業員に対する指導及び監督違反	警告	10日車
第11条	異常気象時等における措置違反	警告	10日車
第12条	安全の確保のための服務規律制定義務違反	警告	10日車
第21条第1項、第2項	運行管理規程の制定違反 ① 不適切 ② 未制定	警告 20日車	10日車 40日車
第22条	運行管理者に対する指導及び監督違反(指導監督不適切)	10日車	20日車
第23条第1項	1 死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反 2 運行管理者の講習受講義務違反	20日車 10日車	40日車 20日車
法第18条第1項 安全規則第18条第1項	運行管理者の選任違反 1 管理者数の不足 2 運行管理者選任なし	20日車 局長通達5(1)⑤及び6(1)④による	40日車 40日車
第2項	統括運行管理者の選任違反	20日車	40日車
第3項	補助者の要件違反	警告	10日車
法第18条第3項 安全規則第19条	運行管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車
法第22条第2項	運行管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車
第3項	運行管理者の助言に対する尊重義務違反	警告	10日車
法第22条の2	輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止違反	実運送を行った事業者に適用される基準日車等	

第10条第2項	指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注) ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合) 2 運転適性診断の受診状況 ① 受診なし1名 ② 受診なし2名以上	警告 10日車 10日車 20日車 警告 10日車 10日車 20日車	10日車 20日車 10日車 20日車
	(注) ①の一部不適切は、指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合をいい、②の大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。		
第10条第3項	特定自動運行保安員に対する指導監督義務違反 特定自動運行保安員に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全て記録なし又は記録の全部保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告 40日車 警告 60日車 警告 10日車 40日車 80日車 10日車 120日車	10日車 10日車 10日車 10日車 10日車 10日車 10日車 10日車
第10条第4項	非常信号用具等の取扱指導違反	勸告	警告
第10条第5項	「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第5項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1092号。)による全従業員に対する指導及び監督違反	警告	10日車
第11条	異常気象時等における措置違反	警告	10日車
第12条	安全の確保のための服務規律制定義務違反	警告	10日車
第21条第1項、第2項	運行管理規程の制定違反 ① 不適切 ② 未制定	警告 20日車	10日車 40日車
第22条	運行管理者に対する指導及び監督違反(指導監督不適切)	10日車	20日車
第23条第1項	1 死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反 2 運行管理者の講習受講義務違反	20日車 10日車	40日車 20日車
法第18条第1項 安全規則第18条第1項	運行管理者の選任違反 1 管理者数の不足 2 運行管理者選任なし	20日車 局長通達5(1)⑤及び6(1)④による	40日車 40日車
第2項	統括運行管理者の選任違反	20日車	40日車
第3項	補助者の要件違反	警告	10日車
法第18条第3項 安全規則第19条	運行管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車
法第22条第2項	運行管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車
第3項	運行管理者の助言に対する尊重義務違反	警告	10日車
法第22条の2	輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止違反	実運送を行った事業者に適用される基準日車等	

法第23条	輸送の安全確保の命令違反(注) (注) 局長通達6(1)⑩及び⑪に該当するものを除く。	60日車	局長通達6(1)⑤エによる	
法第24条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 60日車	20日車 120日車	
法第24条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表違反	警告	10日車	
法第24条の4 施行規則第14条第1号 第2号	事業の適確な遂行に係る遵守義務違反 車庫の規模の確保義務違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ① 未加入者1名 ② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上 2 1の社会保険等の保険料未納(注2)	10日車	20日車	警告 10日車 20日車 40日車 40日車 80日車 20日車 40日車
	(注1) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。 (注2) 「社会保険等の保険料未納」とは、納付先機関へ保険料が全く支払われていないことをいう。			
第3号	損害賠償の支払能力確保義務違反	20日車	40日車	
法第25条 第1項	公衆の利便の阻害行為等 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車	
第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用貨物自動車の利用 2 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注) ① 一部の運転者への支払い ② 全ての運転者への支払い 3 その他(別に定められるものを除く。)	40日車×違反車両数 10日車 20日車 警告	80日車×違反車両数 20日車 40日車 10日車	
	(注) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。			
第3項	特定荷主に対する不当な差別的取扱い	警告	10日車	
第4項	公衆の利便の阻害行為等の停止命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤オによる	
法第26条	事業改善の命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤カによる	
法第27条第1項	名義貸し	局長通達5(1)⑥及び6(1)④による		
法第27条第2項	事業の貸渡し等	局長通達5(1)⑦及び6(1)④による		
法第29条第1項	無許可の業務の管理の受委託	60日車	120日車	
法第30条第1項、第2項	事業の無認可譲渡・譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車	
法第32条	事業の無届出休止・廃止 ① 所在不明事業者であって、相当の期間事業を行っていないと認められるもの ② その他	局長通達6(1)⑧による 10日車	20日車	
法第33条第1項第1号	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	局長通達6(1)③による		
法第34条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	局長通達6(1)③による		
法第34条第3項	返付自動車登録番号標の封印取付け義務違反	10日車	20日車	
法第39条の2第3項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車	
法第39条の3第2項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車	
法第59条第1項	許可条件違反 1 運輸開始期限違反	警告	局長通達6(1)⑦による	

法第23条	輸送の安全確保の命令違反(注) (注) 局長通達6(1)⑩及び⑪に該当するものを除く。	60日車	局長通達6(1)⑤エによる	
法第24条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 60日車	20日車 120日車	
法第24条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表違反	警告	10日車	
法第24条の4 施行規則第14条第1号 第2号	事業の適確な遂行に係る遵守義務違反 車庫の規模の確保義務違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ① 未加入者1名 ② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上 2 1の社会保険等の保険料未納(注2)	10日車	20日車	警告 10日車 20日車 40日車 40日車 80日車 20日車 40日車
	(注1) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。 (注2) 「社会保険等の保険料未納」とは、納付先機関へ保険料が全く支払われていないことをいう。			
第3号	損害賠償の支払能力確保義務違反	20日車	40日車	
法第25条 第1項	公衆の利便の阻害行為等 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車	
第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用貨物自動車の利用 2 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注) ① 一部の運転者への支払い ② 全ての運転者への支払い 3 その他(別に定められるものを除く。)	40日車×違反車両数 10日車 20日車 警告	80日車×違反車両数 20日車 40日車 10日車	
	(注) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。			
第3項	特定荷主に対する不当な差別的取扱い	警告	10日車	
第4項	公衆の利便の阻害行為等の停止命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤オによる	
法第26条	事業改善の命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤カによる	
法第27条第1項	名義貸し	局長通達5(1)⑥及び6(1)④による		
法第27条第2項	事業の貸渡し等	局長通達5(1)⑦及び6(1)④による		
法第29条第1項	無許可の業務の管理の受委託	60日車	120日車	
法第30条第1項、第2項	事業の無認可譲渡・譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車	
法第32条	事業の無届出休止・廃止 ① 所在不明事業者であって、相当の期間事業を行っていないと認められるもの ② その他	局長通達6(1)⑧による 10日車	20日車	
法第33条第1項第1号	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	局長通達6(1)③による		
法第34条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	局長通達6(1)③による		
法第34条第3項	返付自動車登録番号標の封印取付け義務違反	10日車	20日車	
法第39条の2第3項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車	
法第39条の3第2項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車	
法第59条第1項	許可条件違反 1 運輸開始期限違反	警告	局長通達6(1)⑦による	

	2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注) ① 未加入者1名 ② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上 3 その他の条件違反	警告 20日車 40日車 20日車	10日車 40日車 80日車 40日車	
	(注) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。			
法第60条第1項	報告義務違反 ① 未報告 ② 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車	
法第60条第4項 施行規則第44条第1項第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号	検査拒否、虚偽の陳述等 運輸開始の未届出 事業の譲渡し、譲受け、法人の合併終了の未届出 休止事業の再開未届出 法第8条第2項、第23条、第25条第4項、第26条の各命令を実施した旨の未届出 事業者の氏名、名称、住所の変更の未届出 事業者たる法人の役員、社員の変更の未届出	局長通達5(1)⑧及び6(1)④による 警告 警告 警告 警告 警告 警告 警告		
道路運送法第83条	有償旅客運送の禁止 ① 道路運送法第4条違反(反復、計画的なものと認められるもの) ② 道路運送法第83条違反(臨時、偶発的なものと認められるもの)	60日車×違反車両数 40日車×違反車両数	局長通達6(1)⑥による 80日車×違反車両数	
道路運送法第84条	運送命令の違反	60日車	局長通達6(1)⑤による	
道路運送法第95条 道路運送法施行規則第65条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車	

	2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注) ① 未加入者1名 ② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上 3 その他の条件違反	警告 20日車 40日車 20日車	10日車 40日車 80日車 40日車	
	(注) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。			
法第60条第1項	報告義務違反 ① 未報告 ② 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車	
法第60条第4項 施行規則第44条第1項第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号	検査拒否、虚偽の陳述等 運輸開始の未届出 事業の譲渡し、譲受け、法人の合併終了の未届出 休止事業の再開未届出 法第8条第2項、第23条、第25条第4項、第26条の各命令を実施した旨の未届出 事業者の氏名、名称、住所の変更の未届出 事業者たる法人の役員、社員の変更の未届出	局長通達5(1)⑧及び6(1)④による 警告 警告 警告 警告 警告 警告 警告		
道路運送法第83条	有償旅客運送の禁止 ① 道路運送法第4条違反(反復、計画的なものと認められるもの) ② 道路運送法第83条違反(臨時、偶発的なものと認められるもの)	60日車×違反車両数 40日車×違反車両数	局長通達6(1)⑥による 80日車×違反車両数	
道路運送法第84条	運送命令の違反	60日車	局長通達6(1)⑤による	
道路運送法第95条 道路運送法施行規則第65条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車	